

丸森産農産物生産基準

1 認証する農地、生産物の区分及び定義

(1) 農地の区分及び定義

- A 環境保全型農業推進方針に従い、堆肥等を施し、3年以上除草剤、化学合成土壌消毒剤を使用しないで管理された農地であること。
- B 環境保全型農業推進方針に従い、堆肥等を施し、1年以上除草剤、化学合成土壌消毒剤を使用しないで管理された農地であること。ただし、水稻に限り除草剤の使用については、当分の間使用可能とする。

(2) 生産物の区分及び定義

- A 農地の管理基準、区分Aに認定された農地で、環境保全型農業推進方針に従い、除草剤、化学合成土壌消毒剤、化学合成農薬、化学肥料を使用しないで生産された農産物。
- B 農地の管理基準、区分Bに認定された農地で、環境保全型農業推進方針に従い、除草剤、化学合成土壌消毒剤を使用しないで化学合成農薬、化学肥料を4分の1以下を使用して生産された農産物。ただし、水稻に限り除草剤の使用については、当分の間使用可能とする。
- C 環境保全型農業推進方針に従い、除草剤、化学合成土壌消毒剤を使用しないで化学合成農薬、化学肥料を2分の1以下を使用して生産された農産物。ただし、水稻に限り除草剤の使用については、当分の間使用可能とする。

2 農地，生産物の管理基準

(1) 農地の管理基準

認定区分	管理期間	除草剤・化学合成土壌消毒剤	これまでの農地の管理状況
A	3年以上	使用しない	環境保全型農業推進方針に従い、堆肥等を施し管理された農地
B	1年以上 3年未満	使用しない	

(2) 生産物の管理基準

認定区分	除草剤・化学合成土壌消毒剤	化学肥料	化学合成農薬
A	使用しない	使用しない	使用しない
B	使用しない	別表2の使用基準4分の1以下を使用して栽培する。	別表2の使用基準の4分の1以下を使用して栽培する。
C	使用しない	別表2の使用基準2分の1以下を使用して栽培する。	別表2の使用基準の2分の1以下を使用して栽培する。

3 栽培管理基準

(1) 適用の範囲

この栽培管理基準は、丸森産農産物認証要綱（平成12年丸森町告示第37号。以下「要綱」という。）第2条に規定する農産物であって、要綱第3条の丸森産農産物の生産を行なう場合に適用する。

(2) 定義

要綱第4条の規定による丸森産農産物等の定義は、次の表のとおりとする。

区分	定義
A 化学合成農薬・化学肥料不使用栽培農産物	当該農産物の栽培期間中において、化学合成農薬、化学肥料及び化学合成土壌消毒剤を使用しない栽培方法により生産された農産物であって、農地の管理基準、区分Aに認定された圃場において収穫されたものをいう。
B 1/4 化学合成農薬 1/4 化学肥料栽培農産物	当該農産物の栽培期間中において、化学合成土壌消毒剤を使用せず、化学合成農薬、化学肥料の使用が、別表2の使用基準1/4以下の栽培方法により生産された農産物であって、農地の管理基準、区分Bに認定された圃場において収穫されたものをいう。ただし、水稻に限り、除草剤の使用を当分の間可能とする。
C 1/2 化学合成農薬 1/2 化学肥料栽培農産物	当該農産物の栽培期間中において、化学合成土壌消毒剤を使用せず、化学合成農薬、化学肥料の使用が、別表2の使用基準1/2以下の栽培方法により生産された農産物をいう。ただし、水稻に限り、除草剤の使用を当分の間可能とする。

ただし、上記の農産物の生産にあたっては、別表1に定める資材を使用することができるものとする。

(3) 栽培管理基準の遵守

生産登録者は、次の(4)の事項を遵守しなければならない。

(4) 基準

認証ほ場の設定

(ア) 慣行栽培ほ場と明瞭に区別されており、かつ周囲の環境を良好に維持できるほ場。

(イ) 肥沃な土壌で排水、かん水等が良好で管理のしやすいほ場。

土づくり

(ア) 水稻における堆肥等の施用は、前作稲わらの全量鋤き込み又は堆肥等の種類や土壌条件等を考慮し適量を施用すること。

(イ) 野菜、果樹における堆肥等の施用については、作目、作型、土壌条件等を考慮し適量を施用すること。

(ウ) A区分の化学合成農薬・化学肥料不使用栽培農産物の生産にあたっては、化学肥料を添加しない堆肥等を使用すること。

(エ) 下水、し尿汚物を用いた有機質堆肥及び未熟堆肥は使用しないこと。

(オ) 排水等の処理を徹底すること。

品種及び種子種苗

遺伝子組み替え技術により育成された品種の種子及び種苗は、使用してはならない。

作付け体系

畑作においては、輪作体系を確立して栽培すること。

施肥

(ア) 土壌診断に基づき、作物の養分吸収に考慮した施用により窒素供給過剰にならないようにすること。

(イ) 良質堆肥等の有機質肥料を施用すること。

(ウ) A区分化学合成農薬・化学肥料不使用栽培農産物の生産にあたっては、別表1の(1)に定める以外の肥料は使用してはならない。

病虫害の防除

- (ア) 土壌消毒剤は使用してはならない。
- (イ) 耕種的、物理的、生物的防除法を組み合わせた防除に努めること。
- (ウ) 化学合成農薬を使用する場合は、より毒性の低い{普通物}の使用に努めるとともに、県が定める「農作物病虫害防除基準」を遵守すること。
- (エ) 化学合成農薬を使用する場合は、次にあげる農薬は使用してはならない。
 - a 毒物
 - b 急性毒性の強いもの
 - c 特殊毒性(発癌性、異変原性、催奇形成等)で2つ以上の危険性のあるもの
 - d 浸透移行性がある長期に残留するもの
 - e 水質汚濁性農薬として指定されている農薬
- (オ) A区分化学合成農薬・化学肥料不使用栽培農産物の生産にあたっては、別表1の(2)に定める以外の農薬は使用してはならない。

雑草防除

- (ア) 雑草防除は次に掲げる項目により防除するものとし、除草剤は使用してはならない。ただし、水稲に限り、除草剤の使用は当分の間使用可能とするが、化学合成農薬使用基準の使用回数にカウントするものとする。
- (イ) 雑草防除項目
 - a 耕起・代かきの回数の増加
 - b 機械による除草の実施
 - c 動物利用(アイガモ、コイ等)による防除
 - d マルチ、敷きわら、敷き草、中耕の実施
 - e 輪作による雑草防除

丸森産農産物栽培における資材の使用基準

- (ア) 化学合成農薬の使用成分・回数は、当該作物の栽培期間(生産開始から収穫終了時まで)において使用した殺菌剤、殺虫剤及び植物成長調整剤の有効成分の延べ使用成分・回数とする。
- (イ) 化学肥料の使用量は、当該作物の栽培期間(生産開始から収穫終了時まで)において使用した化学肥料の全窒素成分量とする。
- (ウ) 主な作物の化学合成農薬及び化学肥料の使用基準(上限)については、別表2に掲げるとおりとする。

別記 2

認証票の種類

- A : 化学合成農薬・化学肥料不使用栽培農産物 (青色)
- B : 化学合成農薬・化学肥料節減栽培農産物「当地比：1 / 4」 (緑色)
- C : 化学合成農薬・化学肥料節減栽培農産物「当地比：1 / 2」 (赤色)

別記 3

丸森産農産物栽培管理表

A (化学合成農薬・化学肥料不使用栽培農産物の場合)

丸森産農産物栽培管理票

農林水産省新ガイドラインによる表示	
特別栽培農産物 (作物名: _____)	
化学合成農薬: 栽培期間中不使用	
化学肥料(窒素成分): 栽培期間中不使用	
栽培責任者 (生産者)	
住所	
連絡先	
確認責任者	
住所	
連絡先	

B (1/4 化学合成農薬・1/4 化学肥料栽培農産物の場合)

丸森産農産物栽培管理票

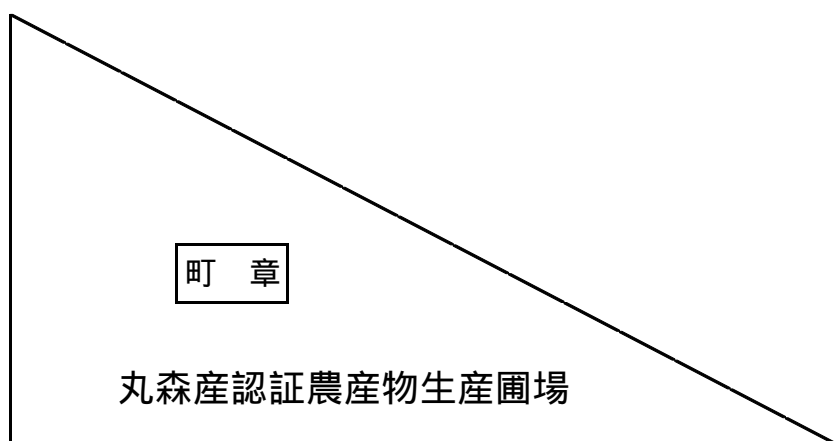
農林水産省新ガイドラインによる表示		
特別栽培農産物 (作物名: _____)		
化学合成農薬: 当地比2.5割以下に削減(使用回数)		
化学肥料(窒素成分): 当地比2.5割以下に削減(窒素成分)		
栽培責任者 (生産者)		
住所		
連絡先		
確認責任者		
住所		
連絡先		
化学合成資材の使用状況(10a当たり)		
使用資材名	用途	使用回数・量
		回
		窒素 kg

C (1/2 化学合成農薬・1/2 化学肥料栽培農産物の場合)

丸森産農産物栽培管理票

農林水産省新ガイドラインによる表示		
特別栽培農産物 (作物名: _____)		
化学合成農薬: 当地比5割以下に削減(使用回数)		
化学肥料(窒素成分): 当地比5割以下に削減(窒素成分)		
栽培責任者 (生産者)		
住所		
連絡先		
確認責任者		
住所		
連絡先		
化学合成資材の使用状況(10a当たり)		
使用資材名	用途	使用回数・量
		回
		窒素 kg

標識旗



- (1) 標識旗には、「丸森産農産物認証生産圃場」の名称を記載する。
- (2) 標識旗の大きさ及び形状は、縦長 3 3 センチメートル，横長 5 0 センチメートルの三角旗とする。
- (3) 標識旗の文字は、白抜きとする。